

## 〈財産形成住宅預金〉商品概要説明書(1/2)

平成25年1月4日 現在

1. 商品名	財産形成住宅預金
(愛称)	(財形住宅)
2. 販売対象	財産形成年金預金取扱契約先の企業へ勤務されておられる勤労者の方で55歳未満の方(預入は55歳以降も可能です。) おひとり1契約で、1金融機関に限ります。
3. 期間	・積立期間5年以上(毎年1回以上定期に預け入れが必要です。)
4. 預入	
預入方法	給与または賞与からの天引き預入。預入毎に定期預金を作成します。
預入金額	1回あたり1,000円以上
預入単位	1,000円単位(ただし、この預金を最長預入期限にその元利金の合計額を自動継続する場合は1円単位)
5. 払戻方法 (払戻要件)	法令で定める持ち家としての住宅取得または増改築のための対価に充てるときにお支払いします。
6. 利息	
適用金利	・固定金利 一口毎の期日指定定期預金として預け入れるものとし、預入金額毎に預入日の店頭表示の利率を適用します。
利払方法 (頻度)	個別の定期預金毎に、満期時に一括してお支払いします。
計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする1年毎の複利計算
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財産形成年金預金と合算で550万円を限度として非課税とすることができます。</li> <li>この非課税限度額を超える場合は、超えた日以後の元本のお利息について20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。</li> <li>(なお、マル優は利用できません。)</li> <li>※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われるお利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。</li> <li>・住宅取得等のための対価以外で払戻しされる時は、過去5年間にわたる利息および解約利息について課税されます。</li> </ul>
8. 手数料	_____
9. 付加できる特約事項	_____

〈財産形成住宅預金〉商品概要説明書(2/2)

平成25年1月4日 現在

<p>10. 中途解約時の取扱い</p>	<p>「住宅の取得費用」としての「一部払出し」以外全額解約のみ可能で、一部解約はできません。満期日前に解約する場合は、預入金額毎に下記の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により1年毎の複利で計算した期限前解約利息とともにお支払いします。</p> <table border="1" data-bbox="616 353 1206 869"> <thead> <tr> <th>預入期間</th> <th>〈期限前解約利率〉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月未満</td> <td>解約日の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上 1年未満</td> <td>「2年以上利率」×40%</td> </tr> <tr> <td>1年以上 1年6か月未満</td> <td>「2年以上利率」×50%</td> </tr> <tr> <td>1年6か月以上 2年未満</td> <td>「2年以上利率」×60%</td> </tr> <tr> <td>2年以上 2年6か月未満</td> <td>「2年以上利率」×70%</td> </tr> <tr> <td>2年6か月以上 3年未満</td> <td>「2年以上利率」×90%</td> </tr> </tbody> </table>	預入期間	〈期限前解約利率〉	6か月未満	解約日の普通預金利率	6か月以上 1年未満	「2年以上利率」×40%	1年以上 1年6か月未満	「2年以上利率」×50%	1年6か月以上 2年未満	「2年以上利率」×60%	2年以上 2年6か月未満	「2年以上利率」×70%	2年6か月以上 3年未満	「2年以上利率」×90%
預入期間	〈期限前解約利率〉														
6か月未満	解約日の普通預金利率														
6か月以上 1年未満	「2年以上利率」×40%														
1年以上 1年6か月未満	「2年以上利率」×50%														
1年6か月以上 2年未満	「2年以上利率」×60%														
2年以上 2年6か月未満	「2年以上利率」×70%														
2年6か月以上 3年未満	「2年以上利率」×90%														
<p>11. 金利情報の入手方法</p>	<p>金利は窓口へご照会ください。</p>														
<p>12. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p><b>苦情処理措置</b> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営管理部お客様相談室(9時～17時、電話:043-221-3565)にお申し出ください。</p> <p><b>紛争解決措置</b> 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記経営管理部お客様相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営管理部お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>														
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</li> <li>この預金は、「財産形成住宅預金規定」によりお取扱いたします。本規定をご希望の方は窓口までお申し出ください。</li> <li>預金保険制度の付保対象預金です。平成14年3月末までは全額保護(利息を含む)されますが、その後は預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)</li> </ul>														